

都立高等学校における  
通級による指導に係る連携事業者  
選定のための審査基準

< 目次 >

1 連携事業者決定方法 .....	p. 2
2 審査方法 .....	p. 2
3 審査結果の公表 .....	p. 2
4 審査の進め方 .....	p. 2
5 審査項目 .....	p. 3
6 基本要件の審査 .....	p. 3
7 応募書類の審査 .....	p. 3
8 評価方法等 .....	p. 5

## 1 連携事業者決定方法

都立高等学校における通級による指導に係る連携事業者募集要項(以下「募集要項」という。)第2 2(1)の基本要件を満たす応募事業者(※)のうち、一定の基準を満たした者を連携事業者として決定します。 ※「事業者」は、団体を含む。以下同じ。

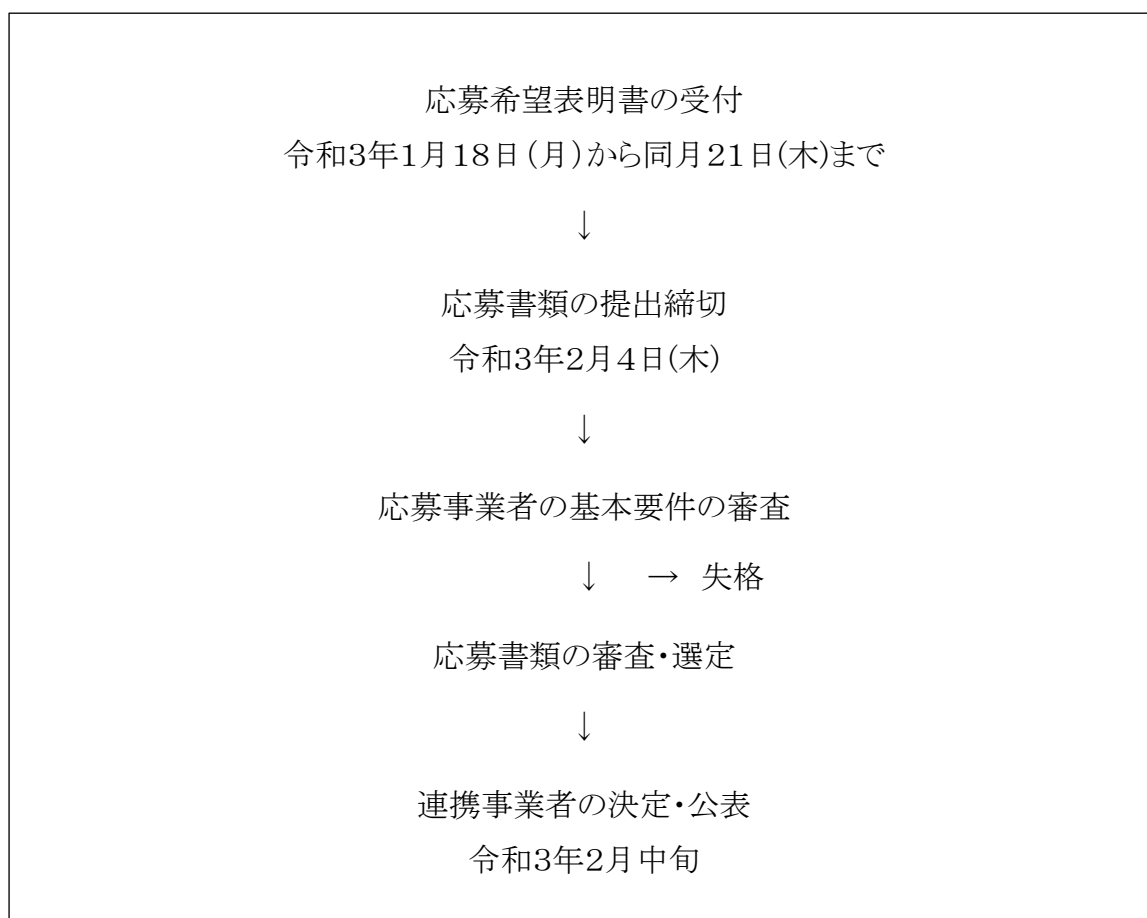
## 2 審査方法

基本要件を満たす応募事業者について、東京都教育庁の職員により構成される審査委員会が、「都立高等学校における通級による指導に係る連携事業者選定のための審査基準」に従って応募書類の審査及びヒアリングを行い、連携事業者を選定します。

## 3 審査結果の公表

審査の結果、決定した連携事業者名を令和3年2月中旬頃に公表します。

## 4 審査の進め方



## 5 審査項目

(1) 基本要件の審査【様式 A】及び【様式 C】

(2) 応募書類の審査

- ア 発達障害等のある児童・生徒への指導・支援に関する実績【様式1】
- イ 取組方針【様式2】
- ウ 専門性の担保及び指導実績の蓄積【様式2】
- エ 運営・連携体制【様式3】
- オ 発達障害等のある生徒に対する指導の経験やノウハウ等のある人材の確保【様式4】
- カ 事業者として有するノウハウ【様式5】
- キ その他【様式5】

## 6 基本要件の審査【様式 A】及び【様式 C】

募集要項第2 2(1)に示す要件を満たしていることを確認します。

(1) 応募事業者の運営力及び経営能力等

- ア 応募事業者は、日本国内において発達障害等のある児童・生徒に対する指導経験（5年以上）を有し、特別支援学校高等部学習指導要領に定める「自立活動」の考え方や内容等について理解している。
- イ 応募事業者は、事業を安定的・継続的に履行する上で必要な資力、信用力を有する。

(2) 応募事業者の欠格事項

応募事業者が欠格事項に該当していない。

## 7 応募書類の審査

(1) 発達障害等のある児童・生徒への指導・支援に関する実績【様式1】

- ア 過去10年以内に実施した、発達障害等のある児童・生徒への指導・支援に関する実績が蓄積されている。
- イ 通級による指導への支援に資する、一人一人の障害の状態に応じた指導・支援に関する実績が蓄積されている。

(2) 取組方針【様式2】

東京都教育委員会との連携に向けた考え方等が、通級による指導の目的・趣旨や募集の趣旨等を踏まえたものとなっている。

**(3) 専門性の担保及び指導実績の蓄積【様式2】**

- ア 都立高等学校において実施する通級による指導への支援を行う人材を推薦するにあたって、必要な専門性を担保する方法が明確になっている。
- イ 都立高等学校において実施する通級による指導を支援するにあたって、授業内容の記録や事業者内での情報共有など、事業者として確実に蓄積する仕組みが整っている。(予定含む。)

**(4) 運営・連携体制【様式3】**

- ア 確実かつ安定的に実施するための体制がとられている。
- イ 東京都教育委員会や学校からの問い合わせや各種調整に随時対応でき、円滑な連携が図られる体制が整っている。(予定含む。)
- ウ 本事業に関わる者の守秘義務順守の徹底について、対策が講じられている。
- エ 事故等の発生時に確実かつ迅速に東京都教育委員会に報告し、対応を行うための体制を整えている。

**(5) 発達障害等のある生徒に対する指導の経験やノウハウ等のある人材の確保【様式4】**

- 都立高等学校において実施する通級による指導に、推薦(対応)できる可能性がある、発達障害等のある生徒に対する指導の経験やノウハウ等が豊富な人材がいる。
- ア 教員免許状等の資格を有する人材がいる。
- イ 通級による指導への支援にあたって、有用な経歴や指導経験がある人材がいる。

**(6) 事業者として有するノウハウ【様式5】**

- ア 都立高等学校における通級による指導への支援にあたって、有用なノウハウを持っている。
- イ 自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害のうち、全て又はより多くの障害種に対する指導ノウハウを持っている。
- ウ 上記イの指導ノウハウの専門性が高い。
- エ オンラインでの指導・支援に係る実績がある。または、オンラインでの通級による指導の支援に係る実現可能性が高いスキル・ノウハウを持っている。

**(7) その他【様式5】**

- 過去5年以内に、次の者を対象として、個別や小集団での指導・支援に関する実績の蓄積がある。

- ・19歳以上の発達障害等のある者
  - ・知的障害など、発達障害等以外の障害のある児童・生徒
- その他、通級による指導を支援するにあたり、有用な実績等がある。

#### (8)総合評価

上記(1)から(7)までの審査項目のほか、積極的、対応力等を伴っていること。

### 8 評価方法等

上記7の審査項目ごとに、審査委員会の各委員が ABCD の評価をつける。

また、連携事業者として決定するための「一定の基準」とは、全審査項目について、全委員が C 以上の評価を付けた場合とする。

なお、特に優れている事項については、募集要項第1 3(4)イに定める都立高校学校に対する連携事業者の紹介の際に、強みがある事項として紹介する予定である。